

岩手県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
岩手県立高田病院	陸前高田市米崎町字野沢34番地 1	平成24年 2 月 1 日
アイン薬局浄法寺店	二戸市浄法寺町樋田162番地 1	平成24年 4 月 1 日
つくし薬局大町店	上閉伊郡大槌町小槌第23地割字寺野23番地 1	”
高野歯科クリニック	奥州市水沢区字谷地明円37番地 7	平成24年 4 月 2 日